

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

早稲田大学の一人の学生が、アジア学生親交団を組織して、戦時下のベトナムへ難民や孤児に救援物資を運ぶため、5度も乗り込み、カストロとも会談しました。成田闘争の中、その地に花の農場を作り、反戦と平和運動のため「花と緑の農芸財団」を立ち上げました。サイゴンで見たフンビーの花に心を揺さぶられ、花こそが平和の原動力と確信してからの無私の志は、長嶋茂雄や瀬島龍三の心まで動かしました。享年60歳、10年前に亡くなる直前まで側にいた彼の親友からその名を聞きました。「土井脩司」会いたかった一人です。

私の書棚より

○決断したなら、選んだ道で成功すればいい。どちらを選んだとしても、そこから必死で努力して、自分で決めたことを成功に結びつけなければいい。

○100回決断する必要があるれば、100回とも絶対間違えない覚悟で決断を下した。そして一度決めたことは、結果が出るまで断固として、それこそ周囲を引きずってでも実行してきた。そのことが、結果として現れたのだ。

「魂の経営」
古森重隆著 東洋経済新報社

税務アンテナ

□青色申告法人が平成26年1月20日から平成28年3月31日までに先端設備や生産ライン・オペレーションを改善する設備を取得した場合には、即時償却と取得価額の5%の税額控除が選択できます。

先端設備の場合には、機械で1台160万円以上、器具備品で合計120万円以上、ソフトウェアで合計70万円以上の最新モデルで、かつ旧モデル比で生産性が年1%以上向上するものであることを、機器メーカー等から証明されたものです。

生産ライン・オペレーションを改善する設備の場合には、建物で1件120万円以上、建物付属設備で合計120万円以上で、投資利益率が5%以上あることを、経済産業局から確認されたものです。

□保証債務を履行するため資産の譲渡があった場合には、求償権が行使できなくなった部分の金額は、譲渡がなかったものとみなされます。

この特例は、原則として、譲渡した後その譲渡代金により保証債務の履行がされる場合に適用され、履行後に資産を譲渡した場合には適用されません。

ただし、借入金により保証債務の履行を行った後に、その借入金の返済のために資産をおおむね1年以内に譲渡した場合には、この特例が適用されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の確定申告・贈与税の申告書提出 (休日につき17日)
31日	○1月決算法人の確定申告 ○7月決算法人の中間申告 (予定申告)

31日	○4月、7月、10月決算法人の消費税中間申告 ○3月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	--

今月の贈る言葉『人は思っている通りになる』 by ガンジー